

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗に係る届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第８条第２項の規定により、東広島市の区域内に居住する者、東広島市において事業活動を行う者、東広島市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の東広島市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に、東広島市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができる。

平成２９年１０月１６日

東広島市長 藏 田 義 雄

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

東広島モール（東エリア）

（２）所在地

東広島市西条西本町２８番３０号

２ 変更に係る事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

名称	所在地
（仮称）東広島モール（東エリア）	東広島市西条西本町１３１８番地１ほか

（変更後）

名称	所在地
東広島モール（東エリア）	東広島市西条西本町２８番３０号

３ 変更年月日及び変更の理由

変更年月日	変更の理由
平成２９年９月３０日	大規模小売店舗の名称及び住所が確定したため。

４ 届出年月日

平成２９年１０月１０日

５ 縦覧期間及び縦覧場所

（１）縦覧期間

平成２９年１０月１６日（月）から平成３０年２月１６日（金）まで（東広島市の休

日を定める条例第1条に規定する日を除く。)とし、縦覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 縦覧場所

東広島市産業部商業観光課

東広島市西条栄町8番29号

6 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成30年2月16日(金)

(2) 提出先

東広島市産業部商業観光課